

令和3年度ふくしま12市町村移住支援センターウェブサイト構築等 移住促進に資する情報発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度ふくしま12市町村移住支援センターウェブサイト構築等移住促進に資する情報発信事業業務委託

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下、「移住支援センター」という。)では、福島県内の12市町村(※2)(以下、「12市町村」という。)への移住促進に向けてウェブサイトの構築、情報発信コンテンツの企画制作及びSNS等による情報流通を通じて、移住希望者へ移住促進施策を広域的に展開することにより、移住者の増加を図る取組を進めている。

移住支援センターが実施した調査では、20代～30代といった若年層であるほど3年以内の移住志望度が高く、移住を検討する上で重要視する要素も、より若い世代ほど「復興に関する仕事やボランティアで関わりたい」の割合が大きくなっている。

このため移住支援センターでは、業務委託により、12市町村への移住者の呼び込みに向けて、ウェブサイト、SNS等を通じて適切な情報提供を行うことで、12市町村全体の認知度の向上を図り、移住に際しての不明点や不安を払拭するとともに、仕事・住まいの情報及び先輩移住者、イベント、ツアーなどの情報の集約と効果的な発信を行い、移住への意欲を高め、12市町村への移住促進を図る。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2:12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

3 委託業務内容

本業務においては、以下の内容に関する企画、調整、構築、運営等の一切の業務を連携させながら行う。なお、実際の業務の実施に当たっては、移住支援センターと協議の上、最終的に決定することとする。

(1)ウェブサイトの構築

ア 業務内容

(ア)ウェブサイトのコンセプト及びデザインを企画・構築すること。

(イ)ターゲットの閲覧環境を考慮した形態でのウェブサイトの制作を行い、閲覧デバイスについては想定ターゲットを踏まえて提案すること。

イ 要件

(ア)ウェブサイトでの情報発信の特性を踏まえつつ、検索エンジンなどからの流入バランスを考慮した内容とすること。

(イ)サーバーの設置に関して原則保守運営先が変わってもウェブサイトを維持できるように、移住支援センターが契約するサーバー、ドメインに構築し、新規のドメインを取得可能なものにする。

(ウ)ウェブサイトの制作はクラウド環境に行い、ユーザーが快適に閲覧可能な状態にす

ること。

- (エ) ウェブサイトのホームページにSNSのアイコンを掲出し連携すること。
- (オ) 事業の目的に対し過不足のないアクセス数を想定し、納品するクラウド環境を提案すること。提案したクラウド環境の契約は移住支援センターが行うが、その予算は提案に含めること。
- (カ) ウェブサイトのシステム改修・情報更新・情報削除等は月次で作業予定を提出し、週次で修正を行い、障害が発生した場合に最新の状態に復元できること。
- (キ) 公開する内容は事前にテストサイトで確認すること。
- (ク) ウェブサイトの公開は、令和3年11月12日(金)までに行うこと。
- (ケ) コーディング及びCMS(コンテンツ管理システム)での納品として、今後ウェブサイトの情報を充実し、拡張していくため、CMSでの構築を実施すること(CMSはWordPressの使用を想定)。
- (コ) システム及び登録内容のバックアップを取得すること。

(2) コンテンツの企画制作

ア 業務内容

- (ア) 12市町村全体の復興の進捗、移住環境の整備状況及び移住検討に必要な情報コンテンツ(仕事、住居、生活(娯楽・教育・医療)、支援制度等)を制作し、ウェブサイトに掲載すること。
- (イ) 12市町村個別の総合計画(ビジョン、注力する分野等)、仕事・住宅・生活環境情報(生活インフラ、医療、教育)と連動したコンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載すること。
- (ウ) 移住支援金・起業支援金に加え、交通費等補助の情報コンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載すること。
- (エ) 事前調査に基づき想定する移住者のターゲットを規定し、そのターゲットが移住を具体的にイメージでき、検討できるコンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載すること。
- (オ) 地域のニュース、イベント告知及び移住者の取材内容等の特集コンテンツを制作し、ウェブサイトに掲載すること。

イ 要件

- (ア) コンテンツの企画は委託期間を通じて設計し、アクセスの状況等を解析し月次で修正提案を行うこと。
- (イ) 特集コンテンツ制作にあたっては、編集長を置き、市町村・まちづくり会社と連携しつつ、ニュースの取りまとめ、特集記事を企画・発信すること。また、編集長については、福島県の知見があり、頻繁に福島県へ訪問し、現地ライターとの連携が可能な者を選定すること。候補となる福島県在住のライターまたは編集者は移住支援センターから紹介可能とするが、契約・依頼・ディレクションは提案者が行うこと。
- (ウ) 納品したコンテンツは移住支援センター及び移住支援センターが指定する他の事業者が容易に変更できる形態とすること。
- (エ) 納品者を識別するID、時刻を記録し更新履歴を保存すること。
- (オ) 閲覧者が継続的に興味を持つような記事等を掲出すること。なお、取材及び制作に係る記事毎の予算を示すこと。
- (カ) 各コンテンツは適切な更新頻度を考慮した内容とすること。

(3) SNSの運用

ア 業務内容

- (ア) 移住支援センターが今後管理するSNSアカウント(Twitter、Facebook、Instagram等)を活用し、ウェブサイトの記事紹介やウェブサイトへの誘導、リアルタイムの情報配信など、各媒体の特性に応じた情報発信を行うこと。
- (イ) ターゲットの閲覧環境を考慮した形態での制作を行い、閲覧デバイスについては想定ターゲットを踏まえた内容とすること。
- (ウ) 各種SNSでの情報発信の特性を踏まえつつ、流入バランスを考慮した運用を行うこと。
- (エ) 移住支援センターと調整・連携を図りながら、各SNSに係る記事の作成に必要な情報収集や調査を行い、記事を作成した上で更新・配信作業を行うこと。

イ 要件

- (ア) 運用はクラウド環境に行い、ユーザーが快適に閲覧可能な状態にすること。
- (イ) 事業の目的に対し過不足のないアクセス数を想定し納品するクラウド環境を提案すること。提案したクラウド環境の契約は移住支援センターが行うが、その予算は提案に含めること。
- (ウ) 一方的な発信ではなく、双方向コミュニケーションを含めた運用方法についての具体的な提案と、現地ライターとは別に既存 UI ターン者や移住希望者、ツアー参加者の投稿をシェアするなどユーザー参加型企画についてのアイデアがあれば具体的な提案を盛り込むこと。
- (エ) 配信回数は移住支援センターと協議のうえ決定することとするが、配信可能頻度については提案すること。

(4) その他

- ア サーバー監視、コンテンツ監視等を行い適切に閲覧できる環境であるかモニタリングすること。
- イ 閲覧環境に不具合が起こった場合は速やかに報告し復旧することができる体制を構築すること。
- ウ 各種SNS、ウェブサイトの利用状況を分析し月次でレポートを提出すること。

4 業務委託期間

契約締結日から令和4年3月18日(金)まで

5 成果品

受託者は、本業務実施にかかる次のものを成果品として提出すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 業務報告書及び業務報告書に掲載した画像の電子データ(CD-R等) 2部
- (3) 本業務において作成した資料等
- (4) その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う。

6 契約に関する条件等

- (1) 移住支援センターとの調整

本業務を遂行するに当たっては、移住支援センターと十分調整した上で業務を行い、移住支援センターの指示に従うこととする。

(2) 書類等の適正な管理・保管

受託者は、市町村等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

7 受託者の責務

(1) 苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。

(2) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施に当たり各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3) 法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。

(4) 備品等の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務実施における注意事項

(1) 委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。

(2) 本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。

(3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。

(4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

9 その他

(1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

(2) 受託者は工程管理を適切に行い、遅滞なく実施すること。

(3) 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議のうえ決定すること。

- (4) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむを得ず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、承諾を得ること。
- (5) 受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7) 成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8) 本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9) 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10) 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。